

FASB 概念フレームワークに関する コメント・レターの分析 (1)

—概念フレームワークの討議資料 (1974年) を中心にして—

梶 田 龍 三*

目次

- I はじめに
- II コメント・レターの分析方法の概要
- III FASB 概念フレームワークの討議資料 (1974年) に対する
コメント・レターの分析 (1)

「財務会計基準審議会〔FASB〕が1973年に設立された時、財務〔会計〕基準の設定における最も大きな変化の1つ」は、「財務諸表の作成者や利用者」等が、提案された草案に、「賛成、あるいは反対のロビー活動」¹⁾を積極的に出来る「公開のデュー・プロセス (open due process)」を決定したことである (Saemann [1999] p.2)。

I はじめに

1973年に設立した国際会計基準委員会 (IASB) における「デュー・プロセスや概念フレームワークは、1973年に設立した米国の FASB のそれ〔デュー・プロセスや概念フレームワーク〕」と広い意味で一致している。「2つの〔会計〕基準設定機関は、同じ年〔1973年〕」に活動を開始したけれども、FASB は、相当に多くの会計基準を公表してきたので、このような経験から、「将来の IASC〔国際会計基準委員会〕の〔会計〕基準」に対して、「FASB の〔会計〕基準の影響」が多分あるだろう。また、「世界経済に対する米国の

資本市場の重要性」は、「国際的な〔会計〕基準設定過程 (international standard-setting process)」の活動において、「ある程度の影響力」を FASB に付与している (Saemann [1999] p.2)。このことは、1970年代から1990年代にかけて、FASB とその背後にある証券取引委員会 (SEC) が、IASC に何らかの影響力を行使していたことを暗示している。

例えば、「IASC は、1997年11月に、アメリカの一般に認められた会計原則 (GAAP) の一部分を、IASC 自身の会計ルールとして取り込むことを決定した。このことは、例えば、アメリカの GAAP が要求しているデリバティブの時価評価」を模倣している (梶田 [2017a] 32-33頁)。また、2001年に IASC から IASB〔国際財務報告基準〕へ移行するときにも、SEC が、新組織〔IASB〕でのメンバーを、世界の地域別で平等に人選するのではなくて、会計に精通した専門知識を持った人材をメンバーとする、いわば、「FASB と同じような組織にする」ように主張した。その結果、IASB の設立当初 (2001年) のメンバーは、アメリカを中心としたアングロ・アメリカン諸国 (アメリカが5名、イギリスが2名 (その内1名が議長)、オーストラリアが1名およびカナダが1名) のメンバーが9名となり、メンバーの全体数14名に対して圧倒的多数の地位を確保することができた (梶田 [2017a] 44, 45頁)。このことは、FASB の概念フレームワークを研究するというのが、IASB の概念フレームワークの研究を

* 専修大学商学部教授

する際に、重要な意味をもっていることを暗示している。

本稿の課題は、別稿²⁾での分析結果を踏まえて、1974年に公表されたFASB概念フレームワーク³⁾の討議資料(FASB [1974a] FASB Discussion Memorandum, *Conceptual Framework for Accounting and Reporting Consideration of the Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements*, June 6)に対するコメント・レターの分析をすることである。

II コメント・レターの分析方法の概要

FASBは、1974年にTrueblood報告書(cf. AICPA [1973])における12の会計目的と7つの質的特性に関する討議資料を公表し、外部からの意見表明(コメント)を募集した。この討議資料に対するコメント総数は94—個人、企業および機関等を含む—であった。FASB討議資料(1974年)では、12の個別的な会計目的と7つの質的特性に対する論点(質問事項)を整理する前に、一般的な論点(質問事項)をつぎのように示している。

- A FASBは、財務諸表の目的に関するスタデイ・グループの報告書〔Trueblood報告書〕における〔会計〕目的と質的特性の内のどれを採用すべきか？
- B FASBは、〔会計目的等〕の採用を決定する前に、〔会計〕目的や質的特性を研究すべきか？
- C FASBは、財務諸表の目的に関するスタデイ・グループの報告書における〔会計〕目的と質的特性の一層の考察を延期すべきか？
- D FASBが考えるべき財務諸表の目的に関するスタデイ・グループの報告書において、設定された〔会計〕目的や質的特性以外のそれらは、存在するか？

(出所) 梶田 [2019a] 68頁。

ここでの一般的な論点は、FASBはTrueblood報告書の会計目的等の内のどれを採用すべきか、あるいは、採用しないで一層の研究をすべき等を論点(質問事項)として掲げている。ここでは、一般的な論点(質問事項)AとBのみを分析対象とし、CとDは分析対象から除外する。また、FASB討議資料(1974年)の一般的な論点(質問事項)を踏まえて、さらに筆者が絞り込んだ質問事項—質的特性に関する質問事

項も除外する(以下、同じ)—と、コメント・レターの回答をつぎのように限定する(図表1を参照)。

図表1 一般的な論点(筆者が絞り込んだ質問事項)のAとBに対する回答の集計方法

- Aに該当するケース： FASBは、Trueblood報告書の会計目的を採用すべきである(あるいは同意する)、と回答したコメントは、一般的な論点(筆者が絞り込んだ質問事項)の「A」に該当するものとする。
- Bに該当するケース： FASBは、Trueblood報告書の会計目的を採用すべきでない(あるいは反対する)、と回答したコメントは、一般的な論点(筆者が絞り込んだ質問事項)の「B」に該当するものとする。

(出所) FASB討議資料(1974年)の一般的な論点(質問事項)に基づいて、さらに筆者が新たに絞り込んだ質問事項。

つぎに、FASB討議資料(1974年)では、12の個別的な会計目的の論点(質問事項)を整理しているが、その前に確認の意味でTrueblood報告書における12の個別的な会計目的そのものを示しておこう。

第1の会計目的 財務諸表の基本目的は、経済的〔投資〕意思決定のために有用な〔会計〕情報を提供することである。

第2の会計目的 財務諸表の目的は、情報を入手するうえで限られた範囲内での権限や能力や資料源しかもたず、また、企業の経済活動に関する主たる情報源を財務諸表に依存しているような利用者に対して主として奉仕することである。

第3の会計目的 財務諸表の目的は、投資家や債権者が、潜在的な〔将来〕キャッシュ・フローを、その金額と時期とそれらにまつわる不確実要因との観点から予測し、比較し、評価するために有用な〔会計〕情報を提供することである。

第4の会計目的 財務諸表の目的は、利用者に、企業の収益力を予測し、比較し、評価するための〔会計〕情報を提供することである。

とである。

第5の会計目的 財務諸表の目的は、主要な企業の目標を達成するために、企業資源を効果的に運用する経営者の能力を判断する〔経営者の会計責任を評価する〕際に有用な〔会計〕情報を提供することである。

第6の会計目的 財務諸表の目的は、企業の収益力を予測し、比較し、評価するために有用な、取引やその他の事象に関する事実情報と解釈情報を提供することである。解釈し、評価し、予測し、見積りを要することからについての、基礎となっている諸仮定は、開示されなければならない。

第7の会計目的 〔財務諸表の〕目的は、企業の収益力を予測し、比較し、評価するために有用な貸借対照表を提供することである。貸借対照表は、未完成の利益獲得サイクルに含まれるべき企業の取引やその他の事象に関する〔会計〕情報を提供しなければならない。現在価値 (current values) 〔情報〕も、それが歴史的な原価と著しく異なるときには、報告されなければならない。資産と負債は、将来の実現や解除の金額や時期にまつわる相対的な不確実性の違いに従って、結合されたり、区別されなければならない。

第8の会計目的 〔財務諸表の〕目的は、企業の収益力を予測し、比較し、評価するために有用な期間損益計算書を提供することである。完結した利益獲得サイクルと未完成サイクルの完結への認識可能な進展をもたらすような企業の諸活動に関する純成果が、報告されなければならない。連続した貸借対照表に反映された価値の変動も報告されなければならない。しかし、それらは、実現の確実性が他と異なる

ので、区別して報告されなければならない。

第9の会計目的 〔財務諸表の〕目的は、企業の収益力を予測し、比較し、評価するために有用な財務活動計算書を提供することである。財務活動計算書は、重要な現金的結末をもつ企業取引、あるいは、そうなることと期待される企業取引の事実関係を主に報告しなければならない。財務活動計算書は、作成者の判断と解釈を最小限にするような資料を報告しなければならない。

第10の会計目的 財務諸表の目的は、予測過程に有用な〔会計〕情報を提供することである。財務的予測は、利用者の予測が確実となると、提供されなければならない。

第11の会計目的 政府機関と非営利団体の財務諸表の目的は、組織の目標を達成するために、資源管理の効率性を評価するために有用な〔会計〕情報を提供することである。業績の尺度は、識別された目標との関連から計量化されなければならない。

第12の会計目的 財務諸表の目的は、社会に影響を及ぼすような企業活動のうち、確定され、かつ説明もしくは測定可能なもので、社会的な環境における企業の役割にとって重要なものを報告することである。

(出所) 梶田 [2019] 64-65頁。尚、一部分、修正した。

このように、Trueblood 報告書では、会計目的として、第1の会計目的 (意思決定・有用性)、第2の会計目的 (利用者)、第3の会計目的 (将来キャッシュ・フロー)、第4の会計目的 (収益力の予測)、第5の会計目的 (経営者の能力あるいは、経営者の会計責任)、第6の会計目的 (事実情報と解釈情報)、第7の会計目的 (現在価値)、第8の会計目的 (現在価値の変動)、第9の会計目的 (財務活動計算書)、第10の会計目的 (財

務的な予測情報)、第11の会計目的(政府機関等)および第12の会計目的(社会的な環境)を配置している。FASB 討議資料(1974年)では、このような Trueblood 報告書の12の会計目的を踏まえて、個別的な会計目的に関する論点(質問事項)をつぎのように整理している。ただし、ここでは、FASB 概念フレームワーク No.1(会計目的)の形成過程に特に関係すると思われる第1、第3、第5および第7の会計目的に限定して示しておこう。

- ① Trueblood 報告書の第1の会計目的(基本目的)に関連して：
 - 質問1.1 財務諸表により提供されるべき有用な〔会計〕情報に関して、指針は必要か？もし必要であれば、どのような指針が適切か？
 - 質問1.2 (省略)
- ② Trueblood 報告書の第3の会計目的に関連して：
 - 質問3.1 Trueblood 報告書では、投資家や債権者に対するキャッシュ・フローや企業の現金創出能力(cash generating ability)に関しての強調は、適切なものか、それともそれらは、過大に強調されている(あるいはあまり強調されていない)か？
 - 質問3.2 (省略) 第4の会計目的に関連する。
- ③ Trueblood 報告書の第5の会計目的に関連して：
 - 質問5.1 この目的〔第5の会計目的〕と企業の収益力を予測し、比較し、評価することを強調する先の目的〔第4の会計目的〕とは、潜在的な衝突(conflict)はあるか？もし衝突があるとすれば、対立している〔第5と第4の会計〕目的は、どのように調整されるべきか？
 - 質問5.2 (省略)
- ④ Trueblood 報告書の第7の会計目的に関連して：
 - 質問7.1 投資家や債権者にとって有用な現在価値(current value)の情報は、財務諸表でのどのような項目に適用されるべきか？これらの選択された項目に関して、現在価値の表示形式は報告されるべきか？これらの選択された項目に関して、現在価値の情報は、財務報告(financial reporting)を短期的な目標とすべきか、それとも長期的な目標とすべきか？これらの選択された項目に関して、現在価値の測定は、貸借対照表(statement of financial position)の補足情報として報告されるべきか、それとも歴史的原価の測定の代わりに(in place of historical cost measurements)報告されるべきか？
 - 質問7.2 (省略) (FASB [1974a] pp.4, 5, 6, 8)

ここでの、個別的な論点(質問事項)は、すでに述べた一般的な論点(質問事項)と同様に、Trueblood 報告書の会計目的そのものに対するものではないという点は、十分に留意する必要がある。すなわち、ここでは、FASB 討議資料(1974年)が、Trueblood 報

告書の会計目的に関連させて、新たに個別的な論点(質問事項)を設定しているのである。そして、ここでは、FASB 討議資料(1974年)が、Trueblood 報告書で提示した個別的な会計目的に関連した新たな論点(質問事項)―第1、第3、第5および第7の会計目的に関連した論点―を踏まえて、さらに筆者が絞り込んだ論点(質問事項)とコメント・レターの回答をつぎのように限定する(図表2を参照)。

図表2 個別的な論点(筆者が絞り込んだ質問事項)の C から H に対する回答の集計方法

- | | |
|------------|---|
| Cに該当するケース： | FASB 討議資料(1974年)の質問1.1に関連して、「指針は必要である」と回答したコメントは、個別的な論点の「C」に該当するものとする。 |
| Dに該当するケース： | FASB 討議資料(1974年)の質問3.1に関連して、「キャッシュ・フローや企業の現金創出能力に関しての強調は適切なものである(あるいは同意する)」と回答したコメントは、個別的な論点の「D」に該当するものとする。 |
| Eに該当するケース： | FASB 討議資料(1974年)の質問5.1に関連して、「第4の会計目的と第5の会計目的は衝突しない(対立しない)」と回答したコメントは、個別的な論点の「E」に該当するものとする。 |
| Fに該当するケース： | FASB 討議資料(1974年)の質問7.1に関連して、「現在価値は補足情報として報告されるべきである」と回答したコメントは、個別的な論点の「F」に該当するものとする。 |
| Gに該当するケース： | 一般的な論点(質問事項)と個別的な論点(質問事項)に対する明確な意見表明をしていないで、内容が不祥なコメントはこの「G」に該当するものとする。 |
| Hに該当するケース： | AからGまでに該当しないで、筆者が重要性が高いと判断した場合は、この「H」に該当するものとする。 |
- (出所) FASB 討議資料(1974年)の個別的な会計目的に関する論点(質問事項)に基づいて、さらに筆者が新たに絞り込んだ質問事項。

また、具体的なコメント・レターの分析にはいる前に、FASB にコメント・レターを提出した個人、企業および機関等の名称を、図表3で示しておこう。

図表3 FASB にコメント・レターを提出した個人、企業および機関等の名称

年月日	コメント・レターの番号	コメント・レターを提出した個人、企業および機関等の名称	コメント・レターを郵送してきた個人、企業および機関等の名称	コメントが記載されている最初のページ
1974年6月24日	1	David Norr	David Norr New York, New York	1
1974年7月8日	2	W. A. Reego	W. A. Reego Joslyn Mfg. and Supply Co.	3
1974年7月12日	3	Jim G. Ashburne	Jim G. Ashburne The University of Texas at Austin	4
1974年7月14日	4	Ernest H. Weinwurm	Ernest H. Weinwurm Santa Monica, California	6
1974年7月25日	5	William T. Stevens	William T. Stevens University of South Alabama	14
1974年7月29日	6	Dana Corporation	C. H. Hanf	26
1974年7月29日	7	Howard F. Stettler	Howard F. Stettler The University of Kansas	34
1974年8月5日	8	Eastern Air Lines Incorporated	E. J. Larese	44
1974年8月6日	9	Harlan White	Harlan White Joseph T. Ryerson & Son, Inc.	46
1974年8月7日	10	American Cyanamid Company	C. H. Calder	48
1974年8月16日	11	American Accounting Association Committee on Concepts and Standards for External Financial Reports	Paul L. Gerhardt	52
1974年8月23日	12	K. D. Bowes	K. D. Bowes G. D. Searle & Co.	74
1974年8月23日	13	Texas Gas Transmission Corporation	V. W. Meythaler	78
1974年8月27日	14	The New York State Society of Certified Public Accountants Subcommittee on Conceptual Framework for Accounting and Reporting	Robert L. Gray	87
1974年8月29日	15	The Dow Chemical Company	A. P. Hanmer	95
1974年9月2日	16	Gordon B. Harwood Martin D. Fraser	Gordon B. Harwood Martin D. Fraser Georgia State University	108
1974年9月2日	17	Price Waterhouse & Co.	Henry P. Hill	127
1974年9月2日	18	American Institute of Certified Public Accountants Accounting Standards Executive Committee	Richard C. Lytle	146
1974年9月2日	19	Eli Lilly and Company	D. E. Pinney	158
1974年9月3日	20	Peoples Gas Company	Eugene A. Tracy	167
1974年9月3日	21	American Telephone and Telegraph Company	W. W. Brown	170
1974年9月3日	22	Texaco Inc.	W. R. Love	178
1974年9月3日	23	Donald R. Brinkman	Donald R. Brinkman Rolling Meadows, Illinois	193
1974年9月3日	24	Allis-Chalmers Corporation	W. S. Pierson	204
1974年9月3日	25	Dan M. Guy and M. Herschel Mann (See also Letter #82)	Dan M. Guy Texas Tech University	214
1974年9月3日	26	Carolina Power & Light Company	James S. Currie	216
1974年9月3日	27	Arizona Society of Certified Public Accountants Financial Accounting Standards Committee	Miller B. Lee	223
1974年9月3日	28	Diran Bodenhorn	Diran Bodenhorn The Cleveland State University	225
1974年9月3日	29	TRW Inc.	William B. Hamilton	238

1974年9月3日	30	Kraftco Corporation	Roger H. Willis	245
1974年9月3日	31	CPC International Inc.	A. M. Prah	249
1974年9月3日	32	General Mills, Inc.	E. K. Smith	258
1974年9月3日	33	Shell Oil Company	R. C. Thompson	262
1974年9月3日	34	Masonite Corporation	J. E. Bloomquist	286
1974年9月3日	35	Robert H. Schueler	Robert H. Schueler University of Nevada-Reno	298
1974年9月3日	36	George H. Sorter	George H. Sorter New York University	319
1974年9月3日	37	Armco Steel Corporation	C. W. Rowles	325
1974年9月3日	38	District of Columbia Institute of Certified Public Accountants Accounting Principles Committee	Harry P. Ridenour, Jr.	343
1974年9月3日	39	Association of American Railroads	William F. Betts and J. M. Butler	350
1974年9月3日	40	National Association of Accountants Management Accounting Practices Committee	Robert A. Morgan	357
1974年9月4日	41	Northeast Utilities Service Company	Ernest L. Grove, Jr.	367
1974年9月4日	42	Peat, Marwick, Mitchell & Co.	Same	378
1974年9月5日	43	United States Steel Corporation	Bracy D. Smith	406
1974年9月5日	44	Arthur Andersen & Co.	George R. Catlett	410
1974年9月5日	45	W. Fletcher Lutz	W. Fletcher Lutz U. S. Civil Aeronautics Board	441
1974年9月5日	46	Metropolitan Life Insurance Company	Paul H. Knies	456
1974年9月5日	47	Robert E. Koehler	Robert E. Koehler Marriott Corporation	459
1974年9月5日	48	Touche Ross & Co. (See also Letter #94)	Same	464
1974年9月5日	49	FMC Corporation	W. Douglas Wallace	486
1974年9月6日	50	C. S. Bell	C. S. Bell Houston Natural Gas Corporation	494
1974年9月6日	51	National Electrical Manufacturers Association	Thomas B. Fauls	499
1974年9月9日	52	Southern Natural Resources, Inc.	A. N. Fritz	513
1974年9月9日	53	Edison Electric Institute	W. Donham Crawford	518
1974年9月9日	54	Charles Toder	Charles Toder American Metal Climax, Inc.	531
1974年9月9日	55	Exxon Corporation (See also Letter #88)	A. L. Monroe	536
1974年9月9日	56	Ernst & Ernst	Robert K. Mautz	545
1974年9月9日	57	Caterpillar Tractor Co.	Robert A. Morgan	573
1974年9月9日	58	Standard Oil Company (Indiana)	Victor H. Brown	583
1974年9月9日	59	General Electric Company	Maurice H. Mayo	594
1974年9月9日	60	Texas Eastern Transmission Corporation	William D. Covington	621
1974年9月10日	61	Financial Executives Institute Committee on Corporate Reporting	Joseph A. Sciarrino	632
1974年9月11日	62	Machinery and Allied Products Institute	Charles W. Stewart	657
1974年9月11日	63	Santa Fe Industries, Inc.	Frank Bregar	669
1974年9月12日	64	Aetna Life & Casualty	Robert G. Espie	676
1974年9月13日	65	Interstate Natural Gas Association of America	Arthur G. Gillum	685
1974年9月16日	66	Elmer Fox & Company	Same	691
1974年9月16日	67	Haskins & Sells	Same	705
1974年9月16日	68	Standard Oil Company of California	Sellers Stough	743
1974年9月16日	69	The Procter & Gamble Company	James W. Nethercott	747
1974年9月17日	70	Rockwell International Corporation	H. E. Fikse	749

1974年9月18日	71	The Financial Analysts Federation Financial Accounting Policy Committee	William C. Norby	781
1974年9月18日	72	Frank T. Weston	Frank T. Weston New York, New York	796
1974年9月19日	73	American Gas Association	William D. Covington	800
1974年9月20日	74	George Gibbs	George Gibbs Claremont Men's College	811
1974年9月20日	75	A. B. Chance Co.	Donald R. Miller	823
1974年9月23日	76	Inland Steel Company	D. R. Borst	824
1974年9月23日	77	Dixie Electrical Manufacturing Company	C. N. King	838
1974年9月23日	78	Union Oil Company of California	Philip Blamey	839
1974年9月23日	79	Federal Government Accountants Association Financial Management Standards Board	Donald L. Scantlebury	848
1974年9月23日	80	Edward Stamp	Edward Stamp University of Lancaster, England	852
1974年9月23日	81	John A. Grady	John A. Grady Interstate Commerce Commission	856
1974年9月23日	82	Dan M. Guy and M. Herschel Mann (See also Letter #25)	Dan M. Guy and M. Herschel Mann Texas Tech University	883
1974年9月24日	83	Arthur Young & Company	E. L. Hicks	913
1974年9月24日	84	E. I. du Pont de Nemours & Company	W. E. Buxbaum	950
1974年10月3日	85	Atlantic Richfield Company	E. J. Minahan	953
1974年10月3日	86	David A. Vanden Brook	David A. Vanden Brook Belden Corporation	955
1974年10月3日	87	The Cincinnati Gas & Electric Company	Milton L. Van Schoik	956
1974年10月3日	88	Exxon Corporation (See also Letter #55)	A. L. Monroe	957
1974年10月7日	89	R. J. Chambers	R. J. Chambers The University of Sidney, Australia	959
1974年10月9日	90	Marcor Inc.	Gordon R. Worley	974
1974年10月10日	91	Richard L. Church, Jr.	Richard L. Church, Jr. Plymouth State College of the University of New Hampshire	979
1974年10月17日	92	Tom Watts	Tom Watts London, England	981
1974年10月22日	93	J. K. Lasser & Company	Richard A. Nest	989
1974年10月28日	94	Touche Ross & Co. (See also Letter #48)	Robert S. Kay	1003

(出所) FASB [1974] pp.ii-ix.

III FASB 概念フレームワークの討議資料 (1974年) に対するコメント・レターの分析 (1)

それでは、以下において、筆者が絞り込んだ質問事項 (図表1と2を参照) に沿って、コメント・レターの分析を開始しよう。

(1番)⁴⁾ まずはじめに、David Norr (個人) は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の第1の会計目的に関して、「財務諸表は、現在あるいは潜在的な〔将来の〕債権者や株主へ有用な〔会計〕情報を提供しなければならないし、また、これらの人々の要求が、「最重要 (paramount)」である。第3の会計目的に関連して、「会計におけるキャッシュの側面」は、強調されなければならない。しかしながら、「現存する会計慣習」は、主要な問題が、会計「原則が執行されなかったり (lack of enforcement)」、 「比較可能性が不足している」こ

とを認識すべきである。第7の会計目的に関連して、現在価値の「予測 (forecasts)」情報は、「補足的な (supplemental)」情報として考えるべきである。「現在価値 (current values) は、株価が簿価以下になったときにのみ」妥当する (FASB [1974b] pp.1-2)。

ここでは、まず第1の会計目的に同意している。また、第3の会計目的に関連して、「キャッシュ・フローに関しての強調は適切なものである」に同意し、第7の会計目的に関連して、「現在価値は補足情報として報告されるべきである」に同意している (図表1の一般的な論点 A (第1の会計目的)⁵⁾ に該当する；図表2の個別的な論点 D と F に該当する)⁶⁾。

(2番) N.A.Reego (作成者⁷⁾) は、つぎのように述べている。

「私 [Reego] は、Trueblood 委員会により提案された会計目的」を「大体において同意する」(FASB [1974b] p.3)。ここでは、Trueblood 委員会により提案された会計目的に対して、全体として同意しているのみで、個別の会計目的に関する記述はされていない (図表1の一般的な論点 A (全体))。

(3番) J.G.Ashburne (Texas 大学の教員) は、つぎのように述べている。

第1の会計目的に関連して、FASB は、企業「実体の貸借対照表と損益計算書 (the results of operations and financial position) を公正に報告するために」必要な「指針 (guidelines)」を明示すべきである。もちろん、Trueblood 報告書の第3の会計目的に関して、「私 [Ashburne] は、キャッシュ・フローが最も重要であるとした Trueblood 報告書」に同意する。「現在価値の意味は何か？」私 [Ashburne] は、現在価値の意味として、「精算価値 (liquidation value) が、現実的で適切な」代替価値であると考えている (FASB [1974b] p.4)。

ここでは、まず、第1の会計目的に同意するか否かは述べていないが、第1の会計目的に関連して、「指針は必要である」と記述しているし、第3の会計目的も同意している。しかし、第7の会計目的に関して、投資家や債権者にとって有用な現在価値 (current val-

ue) は、精算価値に等しいと記述しているのみで、それが、補足情報として報告されるべきかに関して記述していない (図表1の一般的な論点 A (第3の会計目的) に該当する；図表2の個別的な論点 C に該当する)。

(4番) E.H.Weinwurm (個人) は、つぎのように述べている。

まず、Trueblood 報告書の第1から第5までの会計目的に同意するが、第6から第12までの会計目的に反対する。これらは、今後、研究されるべきである。第5の会計目的に関連して、「伝統的な会計責任は、受託責任と同一のものとみなされてきた。今、それ [会計責任] は、将来の業績 (future performance)」を包含する方向に拡張しつつある (FASB [1974b] pp.7-8)。

ここでは、第1、第3および第5の会計目的に同意しているが、第7の会計目的は反対し、今後、研究すべきであるとしている。また、第5の会計目的に同意した上で、会計責任と受託責任—将来の業績も包含する方向にある—を重視しているものと解釈できるので、これは、個別的な論点 H にも該当するものとしておきたい (図表1の一般的な論点 A (第1、第3および第5の会計目的) に該当する、図表1の一般的な論点 B (第7の会計目的) に該当する；図表2の個別的な論点 H (会計責任と受託責任を重視している。ただし、将来の業績も含む方向性も示唆している) に該当する)。

(5番) W.T.Stevens (South Alabama 大学の教員) は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の第1、第3および第5の会計目的に同意するが、第2、第4および第6から第9までの会計目的に反対する。これらは、今後、研究されるべきである。私 [Stevens] の意見では、第3の会計目的に関連して、「キャッシュ・フローの強調」は適切である。Trueblood 報告書の第5の会計目的に関連して、「財務諸表は、経営者の受託責任 (its stewardship) に関して、経営者により報告されるものとして見られる」べきである。また、第7の会計目的に関連して、「市場性ある有価証券」に関する「現在価値」は、「補足的な情報」として取り扱うべきである (FASB

[1974b] pp.15, 18, 20, 22)。

ここでは、Trueblood 報告書の第1、第3および第5の会計目的に同意している。第3の会計目的に関連して、「キャッシュ・フローに関しての強調は適切なものである」に同意している。第7の会計目的に関しては、今後、研究すべきであると反対しているが、第7の会計目的に関連して、市場性ある有価証券に関する「現在価値は補足情報として報告されるべきである」に同意している。また、受託責任を重視した記述になっているので、これは、個別的な論点 H にも該当するものとしておきたい（図表1の一般的な論点 A（第1、第3および第5の会計目的）に該当する、図表1の一般的な論点 B（第7の会計目的）に該当する；図表2の個別的な論点 D、F および H（受託責任を重視している）に該当する）。

(6番) Dana Corporation（作成者）は、一般的な論点（質問事項）と個別的な論点（質問事項）に対する明確な意見表明をしていない（cf.FASB [1974b] pp.26-33；不詳、図表2の個別的な論点 G に該当する）。

(7番) Stettler, Howard F. (Kansas 大学の教員) は、つぎのように述べている。

「キャッシュ」は「収益力の基礎」である。「伝統的な原価／発生モデル (traditional cost/accrual model) に関する現在の収益認識の観点」は、相当に広く認められているけれども、「資産の測定（費用の認識と利益の測定に関連した効果を伴う）」が、「現在価値」の方向へシフトしつつある。Trueblood 報告書の第3の会計目的に関して、「投資が満期日前にキャッシュへ変換することが、「合理的に期待しうる (reasonable expectation)」ならば、投資の現在市場価格 (current market price)」が「実現されるべき期待キャッシュの最善の概算値〔金額〕を提供するであろう。」関連する「保有損益」は、「現在の投資利回り (investment yield) とは区別して報告されるべきである。」Trueblood 報告書の第7の会計目的に関して、「売却することで直接に現金へ交換しうる短期的な投資〔有価証券〕」は、「現在市場価値 (current market value)」あるいは「現在価値 (current-value)」を選択しうる

ので、「期待された将来のキャッシュ・フロー」を暗示している「現在評価額 (current valuation)」あるいは、「現在価値」を推奨する (FASB [1974b] pp.35, 36, 43)。

ここでは、第3と第7の会計目的に同意しているが、現在価値の情報は、補足情報として表示すべきとは記述されていない。また、伝統的な原価／発生モデルが広く認められていることも意識していると推定できるので、これは、個別的な論点 H にも該当するものとしておきたい（図表1の一般的な論点 A（第3と第7の会計目的）に該当する；個別的な論点 H（伝統的な原価／発生モデルが広く認められていることを意識している）に該当する）。

(8番) Easter Air lines Incorporated（作成者）は、一般的な論点（質問事項）と個別的な論点（質問事項）に対する明確な意見表明をしていない（cf.FASB [1974b] pp.44-45；不詳、図表2の個別的な論点 G に該当する）。

(9番) Harlan White（作成者）は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の会計「目的のいくつかは、簡単に実行可能ではない。」例えば、会計「目的〔第〕1」がそれである。また、会計「目的の中には、多くの重複がある。」つまり、「3, 4, 6, 8 および 9 の会計目的は、実質的に同じ」ように見える (FASB [1974b] p.47)。

ここでは、第1の会計目的を実行することが困難という理由で、反対している（図表1の一般的な論点 B（第1の会計目的）に該当する）。

(10番) American Cyanamid Company（作成者）は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の第1の会計目的に関して、「財務諸表は、経済的意思決定に影響」を及ぼす「すべての情報」の伝達に適していない。第3の会計目的に関連して、キャッシュ・フローを「過度に強調している (overemphasis)」ように思われる。また、Trueblood 報告書の第7の会計目的に関して、「現在価値アプロー

チは、財務諸表の読者」を誤導し、「会社の信頼を失う」結果となろう (FASB [1974b] pp.48, 49)。

ここでは、第1と第7の会計目的を反対し、第3の会計目的に関連して、「キャッシュ・フローに関しての強調は適切なものである」に反対している (図表1の一般的な論点 B (第1と第7の会計目的) に該当する)。

(11番) American Accounting Association : Committee on Concepts and Standards for External Financial Reports (アメリカ会計学会 : 外部財務報告のための概念基準委員会, 大学の教員組織) は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の第1の会計目的は、「完全な一組の規準 (criteria) を導くのに十分に幅広くない。」「財務諸表の最も重要な規準 (overriding criterion)」は、「経済的意思決定を行う際に有用な」会計「情報」を提供すること、「社会的な富の最大化 (maximization of social welfare)」を促進するような「情報」を提供することである。アメリカ会計学会における外部財務報告のための概念基準委員会は、Trueblood 報告書の第7の会計目的に関して、「現在価値会計 (current value accounting)」をより一層検討することがよいと信じている (FASB [1974b] pp.57, 78)。

ここでは、第1の会計目的に対して反対はしていないが、それだけでは不十分なものとして捉えられており、社会的な富を最大化させる会計目的を提唱しているので、個別的な論点 H にも該当するものとしておきたい。また、第7の会計目的に反対している (図表1の一般的な論点 B (第7の会計目的) に該当する ; 図表2の個別的な論点 H (第1の会計目的に、社会的な富の最大化を会計目的に含めるよう提唱している) に該当するものとしておきたい)。

(12番) K. D. Bowes (作成者) は、つぎのように述べている。

第1の会計目的に関連して、「資料が、財務諸表で報告されるべきか否かについての意思決定」のための「指針」は必要である。Trueblood 報告書の第3の会計目的に関して、「キャッシュ・フローのような曖昧な概念」が拡大されているので、「一層の研究なしに」、

この第3の会計目的を採用できない。第5の会計目的に関連して、「受託責任に関する報告 (stewardship reporting) に基づく伝統的で歴史的な原価」と、「予測 (predicting) し、比較しおよび評価する事」とは、衝突しない。Trueblood 報告書の第7の会計目的に関して、「歴史的な原価モデルからの離脱」する現在原価が、望ましくまた実務で測定が可能であるための一層の研究をすべきである (FASB [1974b] pp.74, 76)。

ここでは、第1の会計目的に関連して、「指針は必要である」に同意し、第5の会計目的に関連して、「第4 [将来の収益力の予測等] と第5 [受託責任に関する歴史的な原価] の会計目的は衝突しない」に同意している。また、ここで、受託責任を重視しているものと解釈できるので、個別的な論点 H にも該当するものとしておきたい。また、第7の会計目的に対しては、反対している (図表1の一般的な論点 B (第3と第7の会計目的) に該当する ; 図表2の個別的な論点 C, E および H (受託責任に関する報告に基づく伝統的で歴史的な原価を重視していると解釈できる) に該当する)。

(13番) Texas Gas Transmission Corporation (作成者) は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の第1の会計目的に関して、あらゆる個人の人「経済的な意思決定」に役立つ情報を決定することはできない。Trueblood 報告書の第3の会計目的に関して、「予測のための財務諸表の目的」は、「財務諸表」が、「将来を予測する」ということが「企業の適切な目的である」とは言えない。第5の会計目的に関連して、「歴史的な財務諸表の利用者」にとって、「評価と予測」は衝突しない。Trueblood 報告書の第7の会計目的に関して、資産との関連で、「現在価値情報の提供を財務諸表に要求すること」は、実務において無理がある (FASB [1974b] pp.80, 81, 82, 83)。

ここでは、第1、第3および第7の会計目的に反対し、第5の会計目的に関連して、「第4と第5の会計目的は衝突しない」に同意している (図表1の一般的な論点 B (第1、第3および第7の会計目的) に該当する ; 図表2の個別的な論点 E に該当する)。

(14番) The New York State Society of Certified Public Accountants; Subcommittee on Conceptual Framework for Accounting and Reporting (ニュー・ヨーク州公認会計士協会 (CPA の団体) : 会計と報告に関する概念フレームワーク小委員会) は、つぎのように述べている。

FASB は、「財務諸表の〔会計〕目的に関するステディ・グループの報告書」で設定された「すべての〔会計〕目的に同意すべきである。」第1の会計目的に関連して、「財務諸表は、経済的意思決定」を行うために、「利用者ニーズ」の「全ての情報」を伝達することができない」ので、「財務諸表により伝達されるべき情報」に制限するような「指針」は必要である。第3の会計目的に関連して、「投資家と債権者に対するキャッシュ・フローを強調することは、誇張されていない。」第5の会計目的に関連して、「企業の収益力を予測し、比較し評価するための有用な情報〔第4の会計目的〕と、第5の会計目的は衝突しない。Trueblood 報告書の第7の会計目的に関して、「いつかは、現在価値が、すべての財務諸表において、歴史的な原価にとって変わるであろう (eventually, current values will replace historical costs in all financial statements)。」(FASB [1974b] pp.88, 89, 91, 92)

ここでは、Trueblood 報告書の全ての会計目的に同意している。そして、第1の会計目的に関連して、「指針は必要である」に同意し、第3の会計目的に関連して、「キャッシュ・フローに関しての強調は適切なものである」に同意し、第5の会計目的に関連して、「第4〔企業の収益力の予測等〕と第5の会計目的は衝突しない」に同意している。また、第7の会計目的に関して、将来、現在価値が原価に取って代わると強調しているので、個別的な論点 H にも該当するものとしておきたい (図表1の一般的な論点 A (第1, 第3, 第5および第7の会計目的) に該当する; 図表2の個別的な論点 C, D, E および H (現在価値を相当に強調している) に該当する)。

(15番) The Dow Chemical Company (作成者) は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の会計「目的1, 4, 5および11を

即座に採用すること (immediate adoption)」に同意する。また、Trueblood 報告書の会計「目的6, 7, 8, 9, 10および12」は、今後、一層の研究を行うべきである。第5の会計目的に関連して、第4と第5の会計「目的」は「衝突」しない。Trueblood 報告書の第7の会計目的に関して、「現在価値報告 (Current value reporting) は、未だ理解もされてないし、認められてもいない。」(FASB [1974bb] pp.98, 102, 104)

ここでは、第1と第5の会計目的に同意しているが、第7の会計目的に反対している。また、第5の会計目的に関連して、「第4と第5の会計目的は衝突しない」に同意している (図表1の一般的な論点 A (第1と第5の会計目的) に該当する、一般的な論点 B (第7の会計目的) に該当する; 図表2の個別的な論点 E に該当する)。

(16番) Gordon B. Harwood と Martin D. Fraser (Georgia 州立大学の教員) は、つぎのように述べている。

このコメントの目的は、「財務諸表の比較可能性 (comparability)」の議論をすることであり、「FASB」は、比較可能性の問題を、より「一層の考察」すべきである (FASB [1974b] p.123)。ここでは、財務諸表の比較可能性についてのみ議論しているので、一般的な論点 (質問事項) と個別的な論点 (質問事項) に対する明確な意見表明をしていない (cf.FASB [1974b] pp.108-124; 不詳, 図表2の個別的な論点 G に該当する)。

(17番) Price Waterhouse & Co. (監査法人) はつぎのように述べている。

会計「情報に対する利用者のニーズ」は、相当な「確実さ」があるとは考えられないので、Trueblood 報告書の会計「目的1は、FASB によって拒絶されるべきである。」「会計は、財務的な」「活動」の「測定」システムとして定義でき、経済的な活動のそれではない。「利益の実現 (realization of earnings)」は、「私的な投資に基づく経済において、現金に係る利益 (cash profits)」がその「中心的な位置」にあるので、強調されるべきである。「財務諸表」が目標とす

る「中心的な理念」とは、「投資家の観点から、現金と発生主義の2つに」関係づけて、「利益の測定」を行うというのが、「Price Waterhouse の立場」である。貸借対照表と損益計算書の「公正な測定」のためにも、「指針」が必要である。キャッシュ・フローの「強調は正当」である。Trueblood 報告書の第7の会計目的に関して、「会計における現在価値は、近い将来に解決されるべき」課題でもない (FASB [1974b] pp.133, 135, 138, 140, 143)。

ここでは、第1の会計目に反対しているが、第1の会計目的に関連して、「指針は必要である」に同意している。また、第3の会計目的に関連して、「キャッシュ・フローに関しての強調は適切なものである」に同意しているが、第7の会計目的に関しては、反対している。またここでは、実現主義と発生主義を重視した記述になっているので、これは個別的な論点 H にも該当するものとしておきたい (図表1の一般的な論点 B (第1と第7の会計目的) に該当する；図表2の個別的な論点 C, D および H (実現主義と発生主義を重視している) に該当する)。

(18番) American Institute of Certified Public Accounting: Accounting Standards Executive Committee (アメリカ公認会計士協会：会計基準執行委員会) は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の第1の会計目的は、「経済的意思決定を行うための有用性は概念的に非常に広い」ので、「望ましい〔会計〕目的」である。第3の会計目的は、「望ましい」し、第5の会計目的と第3・4の会計目的とは、衝突はしないであろう。現在価値は、「現時点において」、「記録というよりむしろ開示」として意味を持つ。例えば、Trueblood 報告書の第7の会計目的に関して、「市場性ある有価証券」に関する「現在価値」は、「基本的な財務諸表に含められるべきであろう。」 (FASB [1974b] pp.149, 151, 153, 154)

ここでは、第1、第3および第7の会計目的に同意し、第5の会計目的に関連して、「第4と第5の会計目的は衝突しない」に同意している (図表1の一般的な論点 A (第1、第3および第7の会計目的)；図表2の個別的な論点 E に該当する)。

(19番) Eli Lilly and Company (作成者) は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の第1、第2、第4および第5の会計目的に同意するが、第3、第6、第7および第8の会計目的に反対する。これらは、今後、研究されるべきである。第1の会計目的に関連して、「財務諸表により提供されるべき有用な〔会計〕情報に制限するような指針」が必要である。第5の会計目的に関連して、この第5の会計目的と「企業の収益力を予測し、比較し、評価する」第4の会計目的は衝突しない。第7の会計目的に関連して、「現在価値の測定は、補足情報 (supplemental information) としのみ報告されるべきである。」 (FASB [1974b] pp.159, 160, 162, 163)

ここでは、第1と第5の会計目的に同意しているが、第3と第7の会計目的に反対し、今後、研究されるべきであるとしている。また、第1の会計目的に関連して、「指針は必要である」に同意し、第5の会計目的に関連して、「第4と第5の会計目的は衝突しない」に同意し、第7の会計目的に関連して、「現在価値は補足情報として報告されるべきである」に同意している (図表1の一般的な論点 A (第1と第5の会計目的) に該当する、図表1の一般的な論点 B (第3と第7の会計目的) に該当する；図表2の個別的な論点 C, E および F に該当する)。

(20番) Peoples Gas Company (作成者) は、つぎのように述べている。

第1の会計目的に関連して、「財務諸表に含められるべき必要な〔会計〕情報」に関しての「幅広い指針」が必要である。第7の会計目的に関連して、「投資家が、歴史的価値〔原価〕により必然的に決定しえない将来キャッシュ・フロー〔現在価値〕」の見積りは、「補足情報」として提供すべきである。「歴史的価値〔原価〕を、基本的な財務諸表の基礎としつづけるべきである。」 (FASB [1974b] pp.168, 169)

ここでは、第1の会計目的に関連して、「指針は必要である」に同意し、第7の会計目的に関連して、「現在価値は補足情報として報告されるべきである」に同意している。また、ここでは、歴史的な原価を重視した記述になっているので、これは、個別的な論点 H にも

該当するものとしておきたい（図表2の個別的論点 C, F および H（歴史的原価を重視している）に該当する）。

(21番) American Telephone and Telegraph Company (作成者) は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の第1の会計目的に関して、「財務諸表は、将来の取引の予測 (forecasts or predictions) を含むべきではない。」 Trueblood 報告書の第3の会計目的に関して、「キャッシュ・フローは投資家の主要な関心事である」が、財務諸表を作成する場合は、「歴史的原価」を重視すべきである。また、「潜在的な〔将来〕キャッシュ・フロー」の「予測」は、「将来の研究」に委ねるべきである。第5の会計目的に関連して、「過去の結果の傾向は、将来の方向性」を示し、「これは、財務諸表の目的」であるが、「予測の開示」は、「効果的に遂行する経営者の能力 (management's ability) の妨げとなる」であろう。 Trueblood 報告書の第7の会計目的に関して、「現在価値は、ある目的にとって適切な尺度となるけれども」、「それ〔現在価値〕は、一般目的財務諸表を利用する際の適切な尺度」とはなりえない (FASB [1974b] pp.172, 173, 174)。

ここでは、予測情報を否定する観点から、第1, 第3 および第7の会計目的を反対し、第5の会計目的に関連して、「第4〔予測の開示〕と第5〔経営者の能力の評価〕の会計目的は衝突しない」に反対している。また、歴史的原価を重視した記述になっているので、これは、個別的な論点 H にも該当するものとしておきたい（図表1の一般的な論点 B（第1, 第3および第7の会計目的）に該当する；図表2の個別的な論点 H（歴史的原価を重視している）に該当する）。

(22番) Texaco Inc. (作成者) は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の第1の会計目的に関して、「利用者ニーズが最高位 (supreme) であるというステディ・グループの解釈は、妥当な結論ではない。」第3の会計目的に関連して、もし、「潜在的なキャッシュ・フローを予測し、比較し、評価するための財務

諸表」が、非常に「高い主観性」を含むならば、潜在的なキャッシュ・フローの予測等の「強調は容認できない。」 Trueblood 報告書の第5の会計目的に関して、「財務諸表」が、「経営者の行動に対する釈明する手段〔会計責任〕」である点は同意する。しかしながら、経営者の釈明責任すなわち会計責任が、「現在の結果」のみならず、将来の結果に対しても課せられているとする Trueblood の見解は疑問に思う。それ故、「財務的な予測」を「財務諸表」に組み入れることに反対する。第5の会計目的に関連して、「企業の収益力を評価する」第4の会計目的と第5の会計目的は衝突しない。 Trueblood 報告書の第7の会計目的に関して、「財務諸表の資産と負債」を「現在価値」で評価することは、賢明ではない (FASB [1974b] pp.181, 183, 185, 186)。

ここでは、第1の会計目的に反対し、第3の会計目的に関連して、「キャッシュ・フローに関しての強調は適切なものである」に反対し、第5の会計目的に関しても、経営者の釈明責任に財務的な予測を関係づけているので反対しているが、経営者の釈明責任、つまり会計責任を重視しているので、これは、個別的な論点 H にも該当するものとしておきたい。また、第7の会計目的に関して、現在価値に反対している（図表1の一般的な論点 B（第1, 第3, 第5および第7の会計目的）に該当する；図表2の個別的な論点 H（現在の結果である会計責任を重視している）に該当する）。

(23番) Donald R. Brinkman (作成者) は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の第1, 第3, 第4, 第5, 第6, 第7, 第8, 第9, 第10および第11の会計目的に同意する。第1の会計目的に関連して、「財務諸表により提供されるべき有用な情報に制限すべき指針が必要である。」第3の会計目的に関連して、「投資家と債権者に対するキャッシュ・フロー」の「強調」は、適切である。第5の会計目的に関連して、第4と第5の会計目的は「衝突」しない。 Trueblood 報告書の第7の会計目的に関して、「現在価値情報は、財産や棚卸資産に対して最も有用であろう。」 (FASB [1974b] pp.194, 195, 196, 197, 199)

ここでは、第1, 第3, 第5および第7の会計目的に同

意している。また、第1の会計目的に関連して、「指針は必要である」に同意し、第3の会計目的に関連して、「キャッシュ・フローに関しての強調は適切である」に同意し、第5の会計目的に関連して、「第4と第5の会計目的は衝突しない」に同意している（図表1の一般的な論点A（第1、第3、第5および第7の会計目的）に該当する；図表2の個別的な論点C、DおよびEに該当する）。

(24番) Allis-Chalmers Corporation（作成者）は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の第1の会計目的に関して、「受託責任の報告書としての財務諸表の歴史的な概念」は、未だに存続しているし、この概念の範囲内で、「平均的な投資家による投資分析」は認識されるべきである。そして、「財務諸表は、経済的意思決定（economic decision）に影響を与えるすべての情報」を提供できていない。第3の会計目的に関連して、「債権者」にとっては、「キャッシュ・フローの強調」は適切であるが、「投資家」にとっては、キャッシュ・フローの「強調」は誇張しすぎである。Trueblood 報告書の第5の会計目的に関して、企業の主要な目的は、「所有者の現金」流入を「最大化する」ことであるが、「経営者の能力」を、「それらの〔企業の〕目的を、短期間で達成されている」か否かで判断することは、実務的でない。第7の会計目的に関連して、「現在価値は、特殊な状況下でのみ役立つ」し、また、それは、「説明のための脚注で開示すべきである。」（FASB [1974b] pp.204, 206, 208, 210）

ここでは、第1の会計目的に反対し、第3の会計目的に関連して、「キャッシュ・フローに関しての強調〔投資家にとって〕は適切なものである」に反対し、第5の会計目的に関して、経営者の能力を短期間で評価できないと反対している。第7の会計目的に関連して、現在価値は、「補足情報〔脚注〕として報告されるべきである」に同意している。また、ここで、受託責任を重視した記述になっているので、これは、個別的な論点Hにも該当するものとしておきたい（図表1の一般的な論点B（第1と第5の会計目的）に該当する；図表2の個別的な論点FとH（受託責任を重視し

ている）に該当する）。

(25番) Dan M. Guy and M. Herschel Mann（Texas 工科大学の教員）は、一般的な論点（質問事項）と個別的な論点（質問事項）に対する明確な意見表明をしていない（cf.FASB [1974b] pp.214-215；不詳、図表2の個別的な論点Gに該当する）。

(26番) Carolina Power & Light Company（作成者）は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の第1の会計目的に関して、「財務諸表の基本目的」は、「投資家」が「企業の現在の投資あるいは潜在的な〔将来の〕投資の価値」を適切に評価する助けになる。Trueblood 報告書の第3の会計目的に関して、「財務諸表が、企業の収益力」や「潜在的な〔将来の〕キャッシュ・フローを予測し、比較し、評価する投資家にとって役立つ」ためには、「財務会計と財務報告」の強調点は、「企業の利益の測定」であり、「企業の短期のキャッシュ創出」ではない。第5の会計目的に関連して、第5の会計目的と第3・4の会計目的は衝突しない。Trueblood 報告書の第7の会計目的に関して、「現在価値」は、「市場性ある有価証券」のような項目のみが、一般に「認められた〔会計〕実務」であるので、これらの項目のみを「貸借対照表で報告されるべきである。」（FASB [1974b] pp.216, 218, 219）

ここでは、第1の会計目的に同意し、第3の会計目的に反対し、第7の会計目的に関しては、市場性ある有価証券のみ現在価値の適用を同意している。また、第5の会計目的に関連して、「第4と第5の会計目的は衝突しない」に同意している（図表1の一般的な論点A（第1と第7の会計目的）に該当する；図表2の個別的な論点Eに該当する）。

(27番) Arizona Society of Certified Public Accounting: Financial Accounting Standards Committee（Arizona 公認会計士協会（CPAの団体）：財務会計基準委員会）は、一般的な論点（質問事項）と個別的な論点（質問事項）に対する明確な意見表明をしていない（cf.FASB [1974b] pp.223-224；不詳、図表2の個別的

な論点 G に該当する)。

(28番) Diran Bodenhorn (Cleveland 州立大学の教員) は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の第1の会計目的に関して、「有用な〔会計〕情報は公表されるべきではない。」第3の会計目的に関連して、私〔Bodenhorn〕は、キャッシュ・フローの「予測の強調」は、同意できない。第5の会計目的に関連して、第4と第5の会計目的は「衝突しない。」Trueblood 報告書の第7の会計目的に関して、「貸借対照表のいくつかの項目」が、「現在価値で測定されるべきである」という理念 (idea) に反対する。」(FASB [1974b] pp.227, 231, 232)

ここでは、第1と第7の会計目的に反対し、第3の会計目的に関連して、「キャッシュ・フローに関しての強調は適切なものである」にも反対している。第5の会計目的に関連して、「第4と第5の会計目的は衝突しない」に同意している (図表1の一般的な論点 B (第1と第7の会計目的) に該当する；図表2の個別的な論点 E に該当する)。

(29番) TRW Inc. (作成者) は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の第1の会計目的に関して、「FASB はこの基本的な目的〔第1の会計目的〕について、「それを採用する前に〔より〕一層の研究」をすべきである。Trueblood 報告書の第3の会計目的に関して、「それ〔第3の会計目的〕が採用される前に」、より「一層の研究」をすべきである。Trueblood 報告書の第5の会計目的に関して、「会計責任 (accountability)」を遂行するための「企業や経営者の責任 (The corporation's and management's responsibility)」は、「今日、多くの会社が遂行しようとしている〔会計〕目的の一つ」である。Trueblood 報告書の第7の会計目的に関して、「この〔第7の会計〕目的は、〔より〕一層の研究が必要である。」現在、「現在価値による財務諸表」の需要はない。第7の会計目的に関連して、「現在価値と歴史的原価」が相当に乖離している場合は、現在価値は、「脚注開示 (footnote disclosure)」が望ましい (FASB [1974b] pp.239, 240,

241, 242)。

ここでは、第1、第3および第7の会計目的に反対しているが、第7の会計目的に関連して、「現在価値は補足情報として報告されるべきである」に同意している。さらに、第5の会計目的に同意し、会計責任を重視した記述になっているので、これは、個別的な論点 H にも該当するものとしておきたい (図表1の一般的な論点 A (第5の会計目的) に該当する、図表1の一般的な論点 B (第1、第3および第7の会計目的) に該当する；図表2の個別的な論点 F と H (会計責任を重視している) に該当する)。

(30番) Kraftco Corporation (作成者) は、つぎのように述べている。

第1の会計目的に関連して、「財務諸表により提供されるべき有用な〔会計〕情報を制限するための指針は必要ではない」が、「実際の結果と予測された結果の重大な相違点を調整 (reconciliation of material differences)」するためには、指針が必要である。第3の会計目的に関連して、「投資者と債権者に対するキャッシュ・フロー」の「強調」は適切である。Trueblood 報告書の第7の会計目的に関して、「現在価値情報は、財務報告の長期的な目的」としてみなされるべきである (FASB [1974b] pp.245, 246, 247)。

ここでは、第1の会計目的に関連して、「指針が必要である」に同意しているケースと反対するケースを記述している。第3の会計目的に関連して、「キャッシュ・フローの強調は適切である」に同意している。また、第7の会計目的に同意している (図表1の一般的な論点 A (第7の会計目的) に該当する；図表2の個別的な論点 C と D に該当する)。

(31番) CPC International Inc. (作成者) は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の会計「目的の1, 3, 10および12以外のすべての〔会計〕目的は、FASB により採用されるべきである。」「われわれ」は、Trueblood 報告書の第1の会計目的に「同意しない。」また、第1の会計目的に関連して、「財務諸表の内容を明らかにするために、指針は必要である。」第3の会計目的に関連し

て、「投資者家に対するキャッシュ・フローは、誇張しすぎである。」Trueblood 報告書の第5の会計目的に関して、「この〔会計〕目的に同意する。」第5の会計目的に関連して、会計「目的4と5は、潜在的な衝突」は存在しない。第7の会計目的に関連して、「現在価値の情報は、財務諸表におけるすべての項目」に対して望ましいが、「かかる〔現在価値の〕情報は、補足的な情報」として報告されるべきである（FASB [1974b] pp.250, 251, 254）。

ここでは、第5と第7の会計目的に同意しているが、第1と第3の会計目的に反対している。第1の会計目的に関連して、「指針は必要である」に同意し、第3の会計目的に関連して、「キャッシュ・フローに関しての強調は適切なものである」に反対し、第5の会計目的に関連して、「第4と第5の会計目的は衝突しない」に同意している。また、第7の会計目的に関連して、「現在価値は補足情報として報告されるべきである」に同意している（図表1の一般的な論点 A（第5と第7の会計目的）に該当する、図表1の一般的な論点 B（第1と第3の会計目的）に該当する；図表2の個別的な論点 C, E および F）。

(32番) General Mills, Inc. (作成者) は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の第1の会計目的に関して、この目的は、「非常に広い」ので、会計「目的というより基本的な仮定 (underlying assumption)」であるように思われる。第5の会計目的に関連して、財務諸表は、「資産を管理する」際の「受託責任機能 (stewardship function)」に関する「経営者の業績」を示すものでなければならない (FASB [1974b] pp.258, 259)。

ここでは、第1の会計目的に反対しているものと解釈できるが、第5の会計目的に関連して、受託責任を重視しているため、これは、個別的な論点 H にも該当するものとしておきたい (図表1の一般的な論点 B (第1の会計目的) に該当する；図表2の個別的な論点 H (受託責任を重視している) に該当する)。

(33番) Shell Oil Company (作成者) は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の第1の会計目的に関して、われわれは、「財務諸表の基本目的」に反対する。この基本目的は、「資産や実際の取引に関する受託責任会計 (accounting for the stewardship)」の方向を指向していない。「基本的な〔会計〕目的は、会計責任」を重視する方向へ向かうべきである。第3の会計目的に関連して、キャッシュ・フローの「強調は、誇張しすぎている」ように思われる。Trueblood 報告書の第5の会計目的に関して、「われわれは、この〔第5の会計〕目的に同意する。」Trueblood 報告書の第7の会計目的に関して、われわれは、その目的を「不適切な〔会計〕目的」と考えている (FASB [1974b] pp.270, 273, 274, 275)。

ここでは、第1と第7の会計目的に反対しているが、第5の会計目的に同意したのみならず、受託責任会計や会計責任を重視した記述になっているので、これは個別的な論点の H にも該当するものとしておきたい。また、第3の会計目的に関連して、「キャッシュ・フローに関しての強調は適切なものである」に反対している (図表1の一般的な論点 A (第5の会計目的) に該当する、図表1の一般的な論点 B (第1と第7の会計目的) に該当する；図表2の個別的な論点 H (会計責任や受託責任を重視している) に該当する)。

(34番) Masonite Corporation (作成者) は、つぎのように述べている。

第1の会計目的に関連して、「主要な利用者グループ」の「意思決定」を「最も促進する」ための「指針」は必要である。第3の会計目的に関連して、「企業の現金創出能力 (cash generating ability)」の「強調」は、適切なものである。Trueblood 報告書の第5の会計「目的は、合理的で望ましいものである」し、第5の会計目的に関連して、第4と第5の会計目的の「衝突」はない。第7の会計目的に関連して、「現在価値情報は、補足的な資料として」表示されるべきである (FASB [1974b] pp.288, 290, 291, 294)。

ここでは、第1の会計目的に関連して、「指針は必要である」に同意し、第3の会計目的に関連して、「企業の現金創出能力に関しての強調は適切なものである」に同意している。また、第5の会計目的に同意し、第5

の会計目的に関連して、「第4と第5の会計目的は衝突しない」に同意し、第7の会計目的に関連して、「現在価値は補足情報として報告されるべきである」に同意している（図表1の一般的な論点 A（第5の会計目的）に該当する；図表2の個別的な論点 C, D, E および F に該当する）。

(35番) Robert H. Schueler (Nevada-Reno 大学の教員) は、一般的な論点（質問事項）と個別的な論点（質問事項）に対する明確な意見表明をしていない（cf.FASB [1974b] pp.298-318；不詳、図表2の個別的な論点 G に該当する）。

(36番) George H. Sorter⁸⁾ (New York 大学の教員) は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の会計目的に関して、「第1から第6までの〔会計〕目的」は、「会計問題の分析と解決のために」、「首尾一貫し適切な、論理的で熟慮した〔概念〕フレームワークを示している」が、第7から第10までの会計目的は、「実施上の問題」が残るので、「FASB により追加的な研究や議論」が行われた後に、再度、考えて頂きたい。第1の会計目的に関連して、「有用な〔会計〕情報」のための「指針」は確かに必要である。「現金創出能力というより根本的な概念 (more primitive concept of cash generating ability) の強調」は、必要である。第5の会計目的に関連して、第4と第5の会計目的は衝突しない。Trueblood 報告書の第7の会計目的に関して、「異なった評価で測定される現在価値」は、「全ての項目に対して適切である。」(FASB [1974b] pp.320, 322)

ここでは、第1、第3および第5の会計目的に同意している。第1の会計目的に関して、「指針は必要である」に同意し、第3の会計目的に関連して、「現金創出能力に関しての強調は適切なものである」に同意し、第5の会計目的に関連して、「第4と第5の会計目的は衝突しない」に同意している。また、第7の会計目的に関しては、実施上の問題を考える必要があるので、FASBは、今後、追加的な研究をすべきとしているが、その一方で、Trueblood 報告書の第7の会計目的に関して、現在価値は、「全ての項目に対して適切である」

としている。このように、第7の会計目的に関して矛盾ともとれる記述がある。ここでは、現在価値は実務上の問題を今後、研究する必要がある（一般的な論点 B に該当）が、理論上は、全ての項目に適用可能である（一般的な論点 A に該当）と解釈しておきたい。なぜなら、Sorter は、Trueblood 委員会の中心的なスタッフで、現在価値を力説していたからである（図表1の一般的な論点 A（第1、第3、第5および第7の会計目的）に該当する、（図表1の一般的な論点 B（第7の会計目的）に該当する；図表2の個別的な論点 C, D および E に該当する））。

(37番) Armco H. Corporation (作成者) は、つぎのように述べている。

Trueblood 報告書の第1の会計目的に関して、「FASB は、財務報告 (financial reporting) の基本〔第1の会計〕目的を採用すべきである。」「財務報告の目的は、経済的な意思決定を行う利用者に〔有用な〕情報を提供することである。」第1の会計目的に関連して、「作成される財務諸表の種類」やそこで「含められるべき最低限の情報」についての「指針」が必要である。第3の会計目的に関連して、「キャッシュ・フローの強調は誇張しすぎる。」第5の会計目的に関連して、そもそも、「予測することと比較すること (predictive and comparative)」は衝突するので、第4と第5の会計目的は、「潜在的に衝突」する。第7の会計目的に関連して、「現在価値情報」は、「貸借対照表」に含められるべきではなく、「補足情報」として開示されるべきである (FASB [1974b] pp.324, 329, 333, 334)。

ここでは、Trueblood 報告書の第1の会計目的に同意し、第1の会計目的に関連して、「指針は必要である」に同意しているが、第3の会計目的に関連して、「キャッシュ・フローに関しての強調は適切なものである」に反対し、第5の会計目的に関連して、「第4と第5の会計目的は衝突しない」に反対している。また、第7の会計目的に関連して、「現在価値は補足情報として報告されるべきである」に同意している（図表1の一般的な論点 A（第1の会計目的）に該当する；図表2の個別的な論点 C と F に該当する）。

(38番) District of Columbia Institute of Certified Public Accounting Principles Committee (コロンビア地区の公認会計士協会・会計原則委員会) は、つぎのように述べている。

当委員会〔会計原則委員会〕は、Trueblood 報告書の会計目的に「全体的な同意 (general agreement)」をしている。第3の会計目的に関連して、「投資家と債権者に対するキャッシュ・フロー」と「企業の現金創出能力」の「強調」は適切である。第5の会計目的に関連して、第4と第5の会計目的は「衝突」しない。第7の会計目的に関連して、「現在価値は、現在価値と歴史的価値」が著しく異なっているとき有用であるが、それは、「長期的な目標」としては、「財務報告」で行い、短期的には、現在価値情報を、「補足情報」として開示すべきである (FASB [1974b] pp.344, 345, 346)。

ここでは、Trueblood 報告書の会計目的に関して、一般的に同意している。また、第1の会計目的に関連して「指針は必要である」に同意し、第3の会計目的に関連して、「キャッシュ・フローに関しての強調は適切なものである」に同意し、第5の会計目的に関して、「第4と第5の会計目的は衝突しない」に同意し、第7の会計目的に関連して、「現在価値は補足情報として報告されるべきである」に同意している (図表1の一般的な論点 A (第1と第3, 第5および第7の会計目的) に該当する；図表2の個別的な論点 C, D, E および F に該当する)。

(39番) Association of American Railroads (作成者) はつぎのように述べている。

Trueblood 報告書の会計「目的1から5まで」と、会計「目的9と11」に同意するが、第7と第8の会計目的は、「現在、一般に認められた会計原則の下で要求されている」範囲より相当に広い範囲まで、「現在価値」を反映させることになるので、この会計「目的7と8はこの時期、採用されるべきではない。」第1の会計目的に関連して、「指針」は、「財務諸表により提供されるべき有用な情報」を達成するために必要である。第3の会計目的に関連して、「投資家と債権者に対するキャッシュ・フロー」や、「企業の現金創出能力」の

「強調」は、適切である。第5の会計目的に関連して、「企業の収益力を予測し、比較し、評価することを強調する〔第4の会計〕目的」と、「経営者の能力を判断する際に役立つ情報を提供する〔第5の会計〕目的」は、「潜在的な衝突」がある (FASB [1974b] pp.351, 352, 353)。

ここでは、第1, 第3および第5の会計目的に同意しているが、第7の会計目的に反対している。また、第1の会計目的に関連して、「指針は必要である」に同意し、第3の会計目的に関連して、「キャッシュ・フローや現金創出能力に関しての強調は適切なものである」に同意しているが、第5の会計目的に関連して、「第4と第5の会計目的は衝突しない」に反対している (図表1の一般的な論点 A (第1, 第3および第5の会計目的) に該当する, 図表1の一般的な論点 B (第7の会計目的) に該当する；図表2の個別的な論点 C と D に該当する)。

(40番) National Association of Accountants Management Accounting Practices Committee (国内会計士協会・管理会計実務委員会) は、つぎのように述べている。

第3の会計目的に関連して、「キャッシュ・フローと現金創出能力」の「強調」は、適切である。第5の会計目的に関連して、「経営者の会計責任に関する報告の概念」は新しいものではないが、第4と第5の会計目的は、「衝突」しない。第7の会計目的に関連して、「現在価値の測定」は、「歴史的価値の測定に対する補足」情報として報告されるべきである (FASB [1974b] pp.359, 360)。

ここでは、第3の会計目的に関連して、「キャッシュ・フローや現金創出能力に関しての強調は適切なものである」に同意し、第5の会計目的に関連して、「第4と第5の会計目的は衝突しない」に同意し、第7の会計目的に関連して、「現在価値は補足情報として報告されるべきである」に同意している (図表2の個別的な論点 D, E および F に該当する)。

注

- 1) これに関して、会計の政治化やロビー活動を議論した梶田 [2016a], 梶田 [2017b], 梶田 [2018a], 梶田 [2018b] および梶田 [2018c] も参照。
- 2) 別稿では、意思決定・有用性アプローチを重視した Sorter の会計理論が、Trueblood 報告へ継承され、Trueblood 報告書の内容の一部が、FASB 概念フレームワーク第1号（会計目的）へ継承されていったことを分析した（梶田 [2019a] を参照）。
- 3) 概念フレームワークに関しては、梶田 [2014a], 梶田 [2014b], 梶田 [2016b], 梶田 [2016c], 梶田 [2017c], 梶田 [2019a] および梶田 [2019b] も参照。
- 4) ここでの番号は、コメント・レターを提出した時の順番を意味している。以下、同じ。
- 5) ここでの（ ）の中には、Trueblood 報告書で提示された会計目的そのものの番号が明示されている。
- 6) ここでの意見表明が、図表1と図表2の中のどの区分（図表1の A と B；図表2の C から H）に該当するかを（ ）の中に示すことにする。以下、同じ。
- 7) ここで、「作成者」とは、財務諸表を作成する企業のことを意味している。以下、同じ。
- 8) Sorter の会計理論に関しては、Sorter [1969] と Sorter and Gans [1974] を参照。

参考文献

- AICPA [1973] *Objectives of Financial Statement*, AICPA (川口 順一訳 [1976] 『財務諸表の目的』同文館)
- FASB [1974a] FASB Discussion Memorandum, *Conceptual Framework for Accounting and Reporting: Consideration of the Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements*, June 6.
- FASB [1974b] Public Record, Volume 8, *Discussion Memorandum, Conceptual Framework for Accounting and Reporting: Consideration of the Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements, Part1-Section A, Position Papers Submitted in respect of Discussion Memorandum*, November 15.
- Saemann, Georgia [1999] "An Examination of Comment Letters Filed in the U.S. Financial Accounting Standard-Setting by Institutional Interest Groups", *ABACUS*, Vol.35, No.1, pp.1-28.
- Sorter, George H. [1969] "An 'Events' Approach to Basic Accounting Theory", *The Accounting Review*, Vol.44, No.1,

pp.12-19.

- Sorter, George H. and Marlin S. Gans [1974] "Opportunities and Implications of the Report on Objectives of Financial Statements", *Journal of Accounting Research*, Supplement, pp.1-12.
- 梶田龍三 [2014a] 「IASB 概念フレームワークにおける姿勢の変化—会計目的論を中心にして—」『会計・監査ジャーナル』No.708, 111-121頁。
- 梶田龍三 [2014b] 「新概念フレームワークにおける姿勢の変化—会計目的論を中心にして—」『会計概念フレームワークと簿記—最終報告—』簿記理論研究部会, 日本簿記学会, 27-35頁 (尚, この拙稿は, 梶田 [2014a] を修正・縮小したものである)。
- 梶田龍三 [2016a] 「会計における資産負債観について—金融セクターの動向に関連させて—」『専修商学論集』第103号, 49-69頁。
- 梶田龍三 [2016b] 「概念フレームワークにおける会計目的論の変容と金融セクターの影響力—会計の政治化に関連させて—」国際会計研究学会・研究グループ [2016] 『IFRS の概念フレームワークについて—最終報告書—』57-66頁。
- 梶田龍三 [2016c] 「概念フレームワークにおける質的特性—制度的補完性理論と忠実な表現概念の関係—」国際会計研究学会・研究グループ [2016] 『IFRS の概念フレームワークについて—最終報告書—』88-98頁。
- 梶田龍三 [2017a] 「グローバル・ガバナンス時代における IASC/IASB」『会計学研究』(専修大学会計研究所) 第43号, 27-52頁。
- 梶田龍三 [2017b] 「会計における資本概念の対立—概念フレームワークと『予備的見解：持分』の資本概念—」『専修商学論集』第105号, 35-55頁。
- 梶田龍三 [2017c] 「会計における概念フレームワークの変容と二つの資産負債観—グローバルな組織と金融化に関係づけて—」『ディスクロージャーニュース』Vol.35, 71-78頁。
- 梶田龍三 [2018a] 「会計の政治化—ストック・オプションの会計基準を事例として—」『専修商学論集』第106号, 63-75頁。
- 梶田龍三 [2018b] 「ストック・オプションの会計基準に係る弊害—バックデーティング問題—」『ディスクロージャー & IR』Vol.5, 102-110頁。
- 梶田龍三 [2018c] 「ストック・オプションの会計基準に関する一考察—基準設定過程における FASB と連邦議会の攻防—」『専修商学論集』第107号, 29-43頁。
- 梶田龍三 [2019a] 「会計理論と FASB 概念フレームワークの関係—意思決定・有用性アプローチの起源と会計目的論—

『会計学研究』（専修大学会計研究所）第45号，51-74頁。

栢田龍三 [2019b] 「財務報告の目的—経済の金融化と英米の対立—」 岩崎勇編著『IASB の概念フレームワーク』税務経理協会，47-62頁。

栢田龍三 [2019c] 「会計の政治化とその弊害—ストック・オプションの会計基準を事例として—」 古賀智敏編著『会計研究の系譜と発展』千倉書房，99-114頁。